

固定資産の管理の不備

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容
大阪府中小企業 信用保証協会	<p>1 以下の本社移転工事について、工事完了検査を実施した証跡が残っていなかった。また、工事の完了検査実施について、ルールが整備されていなかった。</p> <p>(1) 稟議書 No. 40 で決裁を経た以下の工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 間仕切工事 39,375千円 ・ 自動扉工事 9,135千円 ・ 造作カウンター設置工事 840千円 ・ ルーバー工事 840千円 ・ シート工事 315千円 ・ プロジェクター設置工事 945千円 ・ 入退室管理システム設置工事 9,345千円 ・ カーペット工事 7,980千円 <p>(2) 稟議書 No. 52 で決裁された以下の工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐火書庫室、資料室、倉庫設置工事 14,122千円 <p>(3) 稟議書 No. 63 で決裁された以下の工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家具及び内装工事 73,783千円 <p>2 固定資産の実査として、本店の総務課及び支店の業務管理課等が固定資産台帳と現物の照合を実施したとのことであるが、証跡が残されていなかった。また、固定資産の実査について、実施者、照合方法、実施結果の記録、報告方法等のルールが整備されていなかった。</p> <p>3 上記新規取得した固定資産（6件）について、下記の固定資産については、品質、形状又は用途が特殊な事業用動産、備品として品目シールが貼付されていなかった。</p> <p>(1) 固定資産 No. 420 4階パーテーション 間仕切り その他のもの</p> <p>(2) 固定資産 No. 439 HVR（監視カメラ）システム 光学機器 カメラ、映写機</p>	<p>1 引渡しを受けた工事が仕様書通りであるか確認するため、工事の完了検査実施のルールを整備し、適切に運用されたい。</p> <p>2 固定資産の実査が適切に行われない場合には、固定資産の紛失や遊休などの状況を適時に認識できなくなる懸念がある。</p> <p>固定資産台帳と現在の状況との乖離が生じることのないよう、団体の実態に合った固定資産実査の方法を検討し、計画的かつ適切な固定資産実査を実施されたい。</p> <p>3 品質、形状又は用途が特殊な事業用動産、備品を除き、固定資産コード及び什器備品管理コードを記載した品目シールを貼付すべき点が規定されている。パーテーションや監視カメラ等は、品質、形状又は用途が特殊とはいえないものであり、固定資産台帳と現物の照合確認を行う際の識別を容易にするため、固定資産台帳と照合可能な品目シールの貼付をされたい。</p>	<p>1 本社移転時、施工業者立会いで、引渡しを受けた工事が仕様書通りであったことの確認はしていたが、その証跡が残っていなかった。</p> <p>今後は、工事完了検査を行った際、仕様書通りであることを確認した証跡を残すため工事完了確認書を作成することとする。</p> <p>2 固定資産台帳に基づき現物照合を行っていたが、実査報告書等の証跡がなかったため、平成26年2～3月の固定資産実査から、実施者、照合方法を明確にし、実査報告書を経理課へ提出することで証跡を残すよう対応した。</p> <p>今後、固定資産の紛失や遊休などの状況を確認するため、毎年度固定資産台帳と現物の照合を行い、実査報告書により証跡を残すこととする。</p> <p>3 新本店のパーテーションや監視カメラ等には品目シールを貼付していなかったが、固定資産台帳と現物の照合確認を行う際の識別を容易にするため、品質、形状又は用途が特殊なものを除く事業用動産については、品目シールを貼付した。</p>

		<p>【固定資産・備品管理規程】 第9条 事業用資産及び備品の管理責任者は、事業用動産及び備品には、品質、形状又は用途が特殊なものを除き、固定資産コード及び什器備品管理コードを記載した品目シールを貼付しなければならない。</p>	
--	--	---	--